

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 99 号

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第5条第9項」を「第5条第8項」に改める。

第2条第3号中「第21条の3第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)